

担当：市民局消費生活センター  
相談指導担当 吉村・増渕  
啓 発 担 当 阿部・明石  
電話：712-2929 FAX：712-2765

## 福岡市消費生活条例に基づく取引行為の是正指導を行いました

(平成20年6月13日)

福岡市消費生活センターでは、大学生や専門学校生などの若者を中心にインターネット上での広告代理店業契約を結ばせていた事業者に対し、調査を行った結果、福岡市消費生活条例第21条に規定する不当な取引行為に該当することが認められたため、平成20年6月13日に是正指導を行いました。

つきましては、消費者被害の未然・拡大防止のため、当該事業者の手口や対処法について報道方よりしく願います。

### 1. 是正指導の概要

#### (1) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

○すでに当該事業者と代理店契約を結んでいる若者から、その知人、友人に声をかけさせ、本来の目的が代理店契約の勧誘であることを明確にせずにファミリーレストランなどに誘い出し、そこで初めて事業内容などを説明。簡単に稼げると誤解させるような話を聞かせ、将来的に確実にない収入があたかも確実にあるように誤信させ、契約させた。

(福岡市消費生活条例第21条第1項第1号：販売意図の隠匿および断定的判断の提供)

○お金がないと断る消費者に対し、消費者金融からの借入れによる資金調達を勧めている。また、消費者金融からの借り方として、具体的に身分や収入、勤続年数等虚偽の申し立てを教唆し、借入れ時にも同行した。

(福岡市消費生活条例第21条第1項第2号：資金調達の強要)

○年齢も20～22歳と若く、当該事業に関する知識、社会経験、収入および自己資金もない学生に対し、30万円を超える高額な資金を要する広告代理店事業を勧誘し契約させた。

(福岡市消費生活条例第21条第1項第3号：消費者に適合しない契約)

#### (2) 是正を求めた事項

○勧誘する際には、あらかじめ消費者に高額な加盟金を必要とする代理店契約の勧誘であることを明確に告げるようにし、条件のいいアルバイトの話と思わせるなど、販売意図を隠していないこと。

○収入など将来的に確実にないものを、あたかも確実にあると誤信させるような表現で勧誘、契約させないこと。

○自己資金のない消費者に、消費者金融での資金調達を促し契約を勧めないこと。特に、身分や収入等を偽らせて消費者金融から借り入れる方法を教唆し、契約の締結を執拗に勧誘しないこと。

○大学生や専門学校生等、若く社会経験、収入及び事業資金のない消費者に対し、高額な資金を要する当該事業を勧誘しないこと。

### 2. 当該事業者に対する相談の概要

(1) 相談状況 21件 (平成20年6月11日現在)

担当：市民局消費生活センター  
相談指導担当 吉村・増渕  
啓発担当 阿部・明石  
電話：712-2929 FAX：712-2765

## (2) 相談内容

- 知人から「いいバイトの話がある」と電話があり、ファミリーレストランで会社の担当者と3人で会った。事業者として行う広告代理店の業務で「資金が33万円必要だがすぐに元がとれる」と担当者に説明された。親に相談して考えると伝えたところ「反対されるから親には話さない方がいい、やるなら早く始めた方がいい」と促された。お金がないというと「自分たちは消費者金融から借りて始めた。車のローンは誰でも借りるのになぜ消費者金融からの借金をためらうのか。すぐ返せるので大丈夫」と言われ、契約して、2日後に担当者と一緒に借りに行く約束をした。別の友人におかしいと言われ、解約を申し出たが事業者間の契約なので解約に応じないと言われた。(20代：大学生)
- 友人に紹介され、事業者らとファミリーレストランで会った。事業者から代理店の仕事内容や給料の説明と、それとは別に他の代理店を紹介すると紹介料も入るとの説明を受けた。やりたいと言うと、そこで初めて加盟金などで33万円が必要だとの説明を受け「お金は消費者金融で借りられる」と言われ契約した。後日、担当者から「学生では借りられないので肩書きは契約社員で月収17万、年収200万、勤続年数2年と書けば大丈夫」と教えられた。嘘をついて借りるのが嫌になり、やめると言ったが「絶対儲かる」と説得され、教えられたとおり借金して支払った。やはりやめたい。返金して欲しい。(20代：専門学校生)

## 3. 対処法

- 契約は、双方の自由な意思に基づいて行われるのが原則です。契約するまで長時間にわたり執拗に勧誘したり、消費者金融などから借金させてまで契約を迫るような事業者との契約はキッパリと断りましょう。
- 事業者はもうかる話ばかり強調しますが、楽しんでもうかる方法はありません。事業者の話をうのみにしないよう気をつけましょう。
- この事業者の例では、解約を申し出ても、契約者である消費者に対し「事業者同士として契約した」と主張して、消費者であれば認められるはずのクーリング・オフ(無条件解約)に応じようとしません。解約条件などの重要な事項は、必ず契約の前に確認しておきましょう。
- 契約を急がされてもその日のうちに契約するのは避けましょう。周りの人に相談するなど、冷静に考える時間を持つことが大切です。

添付資料 1. 福岡市消費生活条例(抜粋)

2. 不当な取引行為(リーフレット)

3. 消費生活かわら版25「若者を狙う! マルチまがい商法」(チラシ H20.1.31発行)

※配布先：市内大学・専修学校、公民館など

福岡市消費生活センター 相談コーナー

電話相談：平日、第2・第4土曜日 9時～17時

TEL：092-781-0999

来所相談：平日 9時～17時